

2019年8月2日

各位

三井住友信託銀行株式会社

東芝エネルギーシステムズ株式会社との  
自家消費型太陽光発電システム販売の業務提携について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝、以下「当社」）は、エネルギー関連事業の大手である東芝エネルギーシステムズ株式会社（代表取締役社長：畠澤 守、以下「東芝エネルギーシステムズ」）との間で、本日、『企業向け自家消費型太陽光発電システム販売に関する業務提携』（以下「本提携」）の契約を締結しましたのでお知らせいたします。

**1. 本提携の背景・目的**

「持続可能な社会」を実現するために大きな期待が持てる再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の日本国内における主力電源化を見据え、2012年7月に再エネの固定価格買取制度（以下「FIT」）が開始されて以降、国内の再エネ発電設備は着実に増加しております。

再エネ発電設備が増加する一方、購入電力料金に付加される再生可能エネルギー発電促進賦課金（※1）の引上げを背景に、特に RE100（※2）を志向する企業、SDGs（※3）の目標達成を目指す企業等において、自社工場等の屋根上や遊休地に太陽光パネルを設置して電源を賄う、所謂「自家消費型」の太陽光発電システムの設置事例が増加傾向にあります。

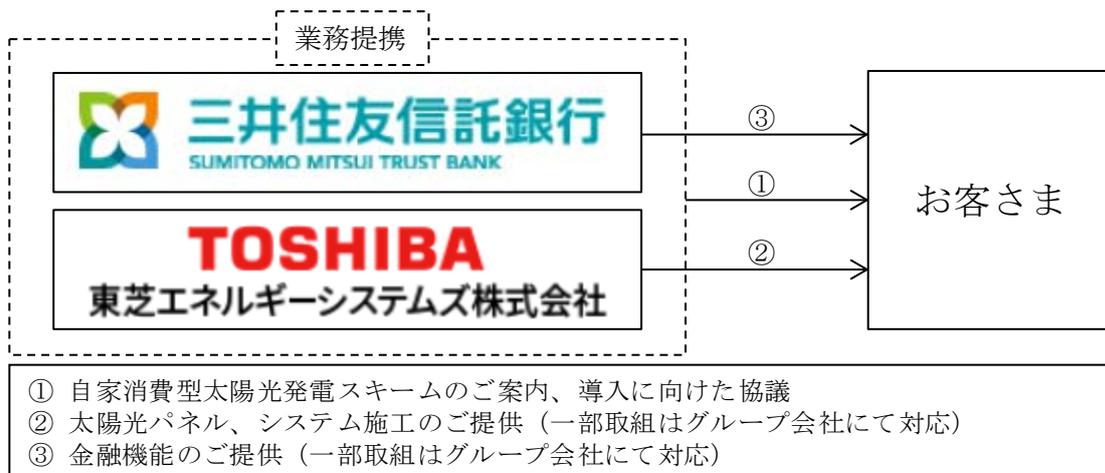
自家消費型太陽光発電システムにおける高い知見と技術力を有し、多数の販売実績を有する東芝エネルギーシステムズのノウハウと、国内最大級の信託銀行として銀行・信託・不動産の分野において幅広い取引チャネルを持つ当社の顧客基盤及び金融機能を有機的に掛け合わせることで、安心かつ持続的に自給できる再エネの日本国内における更なる普及に貢献してまいります。本提携を通じ、当社におけるソリューション機能の一層の強化と、国内における再エネの主力電源化、及び企業の SDGs 目標達成をサポートしてまいります。

**2. 本提携の概要**

グリーン電源確保のニーズをお持ちの当社のお客さまに対しまして、東芝エネルギーシステムズと協働して自家消費型太陽光発電システム導入をご提案してまいります。

自家消費型太陽光発電システムを導入されるお客さまに対しまして、当社及び当社グループ会社により金融機能をご提供し、自家消費型太陽光発電システム導入のご支援を行ってまいります。

<本提携スキーム>



### 3. 東芝エネルギーシステムズの概要（2019年3月31日時点）

(1) 名 称	東芝エネルギーシステムズ株式会社
(2) 所 在 地	神奈川県川崎市堀川町 72 番地 34
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 畠澤 守
(4) 主 な 事 業 内 容	エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売
(5) 資 本 金	100 億円
(6) 設 立 年 月 日	2017 年 10 月 1 日（株式会社東芝から分社）

#### (※1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気料金の一部であり、電力会社が再生可能エネルギーを買取る際に必要とする費用を、電気使用者（個人・法人は問わない）が電気の使用量に応じて負担するものです。

#### (※2) RE100 (Renewable Energy 100)

2014 年に創設された、事業運営に必要なエネルギーの全てを再生可能エネルギーで賄うことを目標とする環境イニシアチブのことです。2019 年 2 月現在、世界 164 社（うち、日本企業 16 社）が加盟しております。

#### (※3) SDGs

2015 年 9 月に 193 の国連加盟国により採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）です。2030 年までにあらゆる国と地域が、貧困や平等、教育、環境等の問題に対し、誰も取り残されない世界の実現を目指すために、17 の目標と 169 のターゲットを定めています。

以上